

# 令和5年度「安心づくり助成」募集概要

項目	内容
1. 目的	町民誰もが明るく住みよい地域社会を創造するために取り組まれる様々な活動を応援することを目的とする。
2. 対象団体	<p>次の各号のいずれかに該当し、①から⑤を全て満たしている団体・グループ</p> <p>(1) 自治会区、或いは複数の自治会区を範囲として組織される団体・グループ</p> <p>(2) 福祉課題を抱える当事者団体・グループ</p> <p>(3) 福祉課題解決を目指す活動に取り組む団体・グループ</p> <p>※ 法人格の有無など、団体属性は問わない</p> <p>① 2人以上で構成され、隠岐の島町内に活動拠点がある</p> <p>② 団体の代表者等の氏名、住所、連絡先等を確認できる</p> <p>③ 国及び地方公共団体でない</p> <p>④ 小・中・高校・養護学校、保育所（園）子ども園、並びに生徒会、クラブ、ボランティア委員会、PTA、保護者会でない</p> <p>⑤ 他の共同募金助成を受けていない</p>
3. 対象活動	<p>地域における生活・福祉課題の解決を図るために取り組まれる多様な活動</p> <p><b>【対象活動（活動例は助成金交付要領を参照）】</b></p> <p>(1) 見守り活動</p> <p>(2) 生活支援活動</p> <p>(3) 防災活動</p> <p>(4) 障がい者・当事者団体支援活動</p> <p>(5) 子育て支援活動</p> <p>(6) その他、地域の福祉課題解決に取り組む活動 など</p> <p><b>【対象とならない活動】</b></p> <p>(1) 営利を目的とする活動</p> <p>(2) 特定の個人又は団体のみ利益に寄与する活動</p> <p>(3) 団体・グループ内での親睦会や構成員のみを対象とした交流行事等</p> <p>(4) 政治活動又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ活動</p> <p>(5) 団体の経常的活動経費と認められる活動</p> <p>(6) 外部への委託費、備品等の購入のみの活動</p>
4. 上限額	50,000円
5. 助成の決定	令和5年6月下旬（予定） ※別に定める審査委員会で助成額を決定する。
6. 経費科目	報償費・旅費・需用費・役務費・委託料及び工事請負費・使用料及び賃借料・備品/物品等購入費
7. 交付方法	概算払い
8. 募集期間	令和5年2月8日(水)～令和5年3月31日(金)